

昭和三十七年四月四日(水曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 早稲田幸三郎君

理事内田 常雄君 理事岡本 茂君

理事白濱 仁吉君 理事中村 幸八君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

海部 俊樹君 神田 博君

齋藤 三三三君 始岡 伊平君

首藤 新八君 田中 榮一君

中垣 國男君 中川 俊思君

林 博君 岡田 利春君

加藤 清二君 久保田 豊君

多賀谷眞稔君 中村 重光君

西村 力弥君 伊藤卯四郎君

出席政府委員

公正取引委員長 佐藤 基君

委員長 小沼 亨君

總理府事務官 (公正取引委員 会事務局局長) 樋 文吉君

總理府事務官 (科学技術庁原 子力局長) 關 守三郎君

外務事務官 (經濟局長) 森 清君

通商産業事務次 官 塚本 敏夫君

通商産業事務官 (大臣官房長) 川出 千速君

通商産業事務官 (鉱山局長) 委員外の出席者

總理府事務官 (經濟企画庁總 合計画局參事 官) 向坂 正明君

外務事務官 (經濟局長) 中山 賀博君

外務事務官 (条約局外務參 事官) 須之部量三君

通商産業事務官 (企業局參事官) 江上 龍彦君

通商産業事務官 (鉱山局石油課 長) 成田 寿治君

通商産業事務官 (鉱山局開採課 長) 飯塚 史郎君

專門 員 越田 清七君

本日の會議に付した案件

石油業法案(内閣提出第一二二二号)

○早稲田委員長 これより會議を開き ます。

内閣提出、石油業法案を議題として 前會に引き続き質疑を行ないます。

本日は政府委員のほか佐藤公正委員 長、外務省中山經濟局長、同じく須 之部外務參事官の御出席を願っており ます。

通告順によつて質疑を許します。板 川正吾君。

○板川委員 石油業法について質問い たしますが、本日は通産大臣も出席で きないようでありますから、主として 公正取引委員会委員長あるいは外務省 關係の問題にしようとして御質問いたし たいと思ひます。

まず公正取引委員長にお伺いをいた しますが、私が去る三月十三日の本會 議において公正取引委員長に質問いた した点で、その速記録を見た上で、速

記録の上から一つ再度質問したいと思 うのです。

佐藤公正委員長は、国内石油資本と 國際石油資本との間の國際契約が獨禁 法第六條一項に触れる問題ではないか、 かつ、この契約の問題に対して、「現在 のところは、外資系会社がアラビア石 油会社等の原油引き取りを拒否してい る事實はないように見受けられます。 もし今後外資系会社がアラビア石油会 社等の原油引き取りを拒否する場合に は、その引き取り拒否が獨禁法上 不當であるかどうかを十分検討の上、 獨禁法第六條第一項の違反の事實があ れば、同法に照らし必要な措置をとる」

こう言つておられるのですが、この引き取 りの拒否の事實がないから獨禁法六條 一項は発動しないのですか。獨禁法の 六條の第一項の趣旨を一つ説明をして いただきます。

○佐藤(基)政府委員 獨禁法六條は國 際契約で、この國際契約の内容が不公 正な取引方法に該当する事項等を含ん でおる場合に、そういう國際契約はし てはいかぬという規定であります。従つて、先般の答弁は不当事項を含ん でおつて、それが実行されるというこ とになれば明瞭になるという趣旨を述 べたつもりであります。

○板川委員 佐藤さん、獨禁法第六條 は事業者の不当な取引制限ですよ。こ れは獨禁法の二條の六項ですよ。そ れから「不当な取引制限又は不正な 取引方法に該当する事項を内容とする 國際的協定又は國際的契約をしてはな

らない。」というのですよ。不当な取 引の制限または不正な取引方法―― 不正な取引方法というのには二條の第 七項ですよ。この六項の不当な取引 の制限の場合には、そういう事實がな ければ、あるいは公取として問題を取り 上げない場合があるかもしれない。し かし、不正な取引方法という七項の 場合は、御承知のように獨禁法第二條 左の各号の一に該当する行為であつ て、公正な競争を阻害するおそれがあ るもの、うち、公正取引委員会が指定 するものという。」というのですよ。

おかしいじゃないですか、不当な取引 制限のために、事實が十月以降発効し ないというなら、それはそれでいいと しまししょう。それでも問題はあります よ。ありますが、しかし、不正な取引 方法に該当する事項を内容とする國際 協定を結んじやいけないというのです よ。不正な取引方法というものは、第 七項で、これこれしかじかであつて、公 正な競争を阻害するおそれがあるで、 行為はなくてもいいのです。おそれが あれば、當然それは第六條によつてお それがあるのですから、この問題を取 り上げるべきじゃないのですか、どう なんです。

○佐藤(基)政府委員 理論的に申しま すと、お話の通りであります。ただ、 私が答へましたのは、現実にそういう 契約がある契約があり、しかしてそ の契約の実行によつて一定の事實が発 生しておるといふことになれば、きわ

めて明瞭になるという意味を申したの であつて、理論的に申しますれば、契 約がありさえすれば、そういうふうな たとは不正取引を内容とする契約 があれば、その契約は獨禁法上罰さる べきものでない、こういうことは理論的 にはお話の通りであります。

○板川委員 理論的にも、法制的にも そうなんなら、どうして排除措置をと るうとしないのですか。あなたの本會 議の答弁はそういう事實がない、それ は十月になつてみなくちゃわかりませ んよ。そういう事實がないから、その 公正取引委員会では知らぬ。しかし、

十月以降もしその事實があれば、よく 調べて処置をする、そんなことは當然 じゃありませんか。しかし、これは私 の質問は獨禁法六條というのには、今 言つたように不正な取引制限の場合 は、あるいはそういうことが言えるだ ろう。しかし、不正な取引方法とい うことを言ひ、私も言つておるし、獨 禁法第六條もそう書いてあるじゃない ですか。それをなぜこういふやうなで たらぬな答弁をするのです。調査して 必要があれば排除措置をとると言わな いのですか。

○佐藤(基)政府委員 公取といひまし ては、現在のところ、かくのごとき 契約があるといふことを認めておらな いわけで、そこでその措置をとつてい ないという意味であります。だから、 そういう契約があるといふことを確認 すれば當然措置をとる、こういう趣旨 であります。

○板川委員 私は二カ月くらい前から公取に、独禁法の六条の二項によつて、三十日以内に石油資本が外資系の国際契約をした場合には届出をすることになっておるでしょう、その届出した内容をほしいと言つておつたのです。私が言つたのは二月くらい前です。しかし、どうしても持つてこなかったのです。それでようやくきうかおととい私の催促によつてしぶしぶ持つてきたじゃないですか。この程度の内容のことは、たとえばアメリカならば、その国際石油カルテルの内容について膨大な資料がありますよ。それを公表していただきますか。なぜしぶつておつたのですか。これによると、ある会社とある会社とが契約——名前を書いてありません。「日本における自己の製油所において必要とする原油の全量を、本契約に定める条件に従つて買主に売却、引渡しをなし、またはなごしめ、買主は、売主または売主の供給者より上記の原油を購入し、受領することに同意する。」百パーセントとあることになっておるのじゃないですか。これは不正な取引方法になる、また問題があるけれども、あなたの意見も取り入れるならば、実行に移されたならば、これは不当な取引制限だということになるでしょう。こういう取引制限は、不正な取引は、独禁法違反じゃありませんか。この契約の内容は独禁法違反じゃありませんか。

○佐藤(基)政府委員 その契約は、いわゆる一手販売と申しますか、一手取引の契約でありまして、一手販売契約につきましては、日本光学の事件において審決してある通り、われわれの解釈といたしましては、外国会社甲と日本会社乙との契約において、甲は乙の必要とする全量を供給するというようなことは、いわゆる相互の取引関係を緊密にするための契約であつて、ただ、その契約のために、他の外国会社、その他国内会社もあり得ると思ひますが、乙に売ることができなくなる、要するに、取引が実質的に制限されるという場合においては、これは問題だけれども、それでない限りは、かくのごとき契約だけでは不正取引ではないという趣旨の審決でありますので、われわれはそういうふうと考えておる次第であります。

○板川委員 公正取引委員長、日本光学の審決は何年前かわかりませんよ。しかし、不正な取引制限、まあそれを厳密に解釈するとしても、なるほどそういう契約をしても、それがお互いの発展のためであり、現実に競争を制限しないということであれば、それは公取としては、有害でないから、正当な理由があるものとして取り上げないという方法はあるでしょう。それはあなたの今言う通りだ。しかし、それは何年前、たとえば数年前あるいは数年以上前ですか、アメリカの会社が原油を全部供給していた、日本の会社がそれを受けた、これはお互いの発展のためで、現実に競争を制限することとはなかったかもしれせん。しかし、今はそういう売り手市場であつた時代と変わつて、買手市場になつてきたでしょう。ここ数年間アメリカから買わなければ、ほかからも幾らでも買えるような状態ができてきているのじゃないですか。そうすると、あなたが一生懸命逃げようとしている論理をそのまま言つて、前はそれでよかったけれども、今の状態からいへば、これは明らかに競争制限をしておる正当な理由がない、従つて不正な取引だ、こういう判定がなせ下せないのですか。それは数年前に日本光学の事件がございからといって、いつになつても、そういう判例にたよつて、現実のこういう競争を制限している事態を排除しようとしなないのは、これは公取委員長の怠慢じゃないですか。どう思ひますか。

○佐藤(基)政府委員 日本における石油の国際取引というものが、お話の通り、売り手市場から買手市場に変わった、それはその通りだと思ひます。ただ、私もどしどしは、そういう情勢は変わつても、買手の方において他の石油が買えない、あるいは売手の方において他に売れないという状態が存在すれば、それはお話の通りだと思ひます。ところが、現実においては、アメリカ以外の石油が日本市場に売られるということもあり得ますし、まだ取引制限が行なわれる段階に達していると思ひません。将来、ことに自由化等の結果、かくのごとき状態が起これば、その実情をよく検討して、違法な国際契約になるかどうかという点は、研究したいと思ひます。

○田中(武)委員 関連質問——先日来盛んに国際契約の問題で独禁法六条との関係で議論をやつてゐるわけですが、どうもよくわからないのですが、私的独占禁止法第六條は一体どんなことを内容とする規定なのかということをごんびしやに言つてもらいたい、これが一つ。

○佐藤(基)政府委員 売主が日本人で、買主が外国人である。石油については売主が外国人で、買主が日本人だ、その点はお話しの通りであります。ただ、日本光学の場合は、問題は、不正取引が売主相互の自由競争を阻害するような排他的約款かどうかという問題である。そこで、日本光学以外のものでも、何も日本光学によつて競争が実質的に制限されておらないというふうに考えておるのであります。それと同じように、今度の場合は売主がアメリカ人、買主が日本人という国際契約において、アメリカ人が日本へ売るときに、すでに日本市場というものをほとんど独占するような状態になれば、次にアメリカ人であろうが、あるいは日本人であろうが、この余地がなくなつてくる。こういう場合には、不正取引だというふうに考えております。

○佐藤(基)政府委員 その契約は、いわゆる一手販売と申しますか、一手取引の契約でありまして、一手販売契約につきましては、日本光学の事件において審決してある通り、われわれの解釈といたしましては、外国会社甲と日本会社乙との契約において、甲は乙の必要とする全量を供給するというようなことは、いわゆる相互の取引関係を緊密にするための契約であつて、ただ、その契約のために、他の外国会社、その他国内会社もあり得ると思ひますが、乙に売ることができなくなる、要するに、取引が実質的に制限されるという場合においては、これは問題だけれども、それでない限りは、かくのごとき契約だけでは不正取引ではないという趣旨の審決でありますので、われわれはそういうふうと考えておる次第であります。

○板川委員 公正取引委員長、日本光学の審決は何年前かわかりませんよ。しかし、不正な取引制限、まあそれを厳密に解釈するとしても、なるほどそういう契約をしても、それがお互いの発展のためであり、現実に競争を制限しないということであれば、それは公取としては、有害でないから、正当な理由があるものとして取り上げないという方法はあるでしょう。それはあなたの今言う通りだ。しかし、それは何年前、たとえば数年前あるいは数年以上前ですか、アメリカの会社が原油を全部供給していた、日本の会社がそれを受けた、これはお互いの発展のためで、現実に競争を制限することとはなかったかもしれせん。しかし、今はそういう売り手市場であつた時代と変わつて、買手市場になつてきたでしょう。ここ数年間アメリカから買わなければ、ほかからも幾らでも買えるような状態ができてきているのじゃないですか。そうすると、あなたが一生懸命逃げようとしている論理をそのまま言つて、前はそれでよかったけれども、今の状態からいへば、これは明らかに競争制限をしておる正当な理由がない、従つて不正な取引だ、こういう判定がなせ下せないのですか。それは数年前に日本光学の事件がございからといって、いつになつても、そういう判例にたよつて、現実のこういう競争を制限している事態を排除しようとしなないのは、これは公取委員長の怠慢じゃないですか。どう思ひますか。

○佐藤(基)政府委員 日本における石油の国際取引というものが、お話の通り、売り手市場から買手市場に変わった、それはその通りだと思ひます。ただ、私もどしどしは、そういう情勢は変わつても、買手の方において他の石油が買えない、あるいは売手の方において他に売れないという状態が存在すれば、それはお話の通りだと思ひます。ところが、現実においては、アメリカ以外の石油が日本市場に売られるということもあり得ますし、まだ取引制限が行なわれる段階に達していると思ひません。将来、ことに自由化等の結果、かくのごとき状態が起これば、その実情をよく検討して、違法な国際契約になるかどうかという点は、研究したいと思ひます。

○田中(武)委員 関連質問——先日来盛んに国際契約の問題で独禁法六条との関係で議論をやつてゐるわけですが、どうもよくわからないのですが、私的独占禁止法第六條は一体どんなことを内容とする規定なのかということをごんびしやに言つてもらいたい、これが一つ。

○佐藤(基)政府委員 売主が日本人で、買主が外国人である。石油については売主が外国人で、買主が日本人だ、その点はお話しの通りであります。ただ、日本光学の場合は、問題は、不正取引が売主相互の自由競争を阻害するような排他的約款かどうかという問題である。そこで、日本光学以外のものでも、何も日本光学によつて競争が実質的に制限されておらないというふうに考えておるのであります。それと同じように、今度の場合は売主がアメリカ人、買主が日本人という国際契約において、アメリカ人が日本へ売るときに、すでに日本市場というものをほとんど独占するような状態になれば、次にアメリカ人であろうが、あるいは日本人であろうが、この余地がなくなつてくる。こういう場合には、不正取引だというふうに考えております。

○田中(武)委員 日本光学の場合の適用条文は六条じゃないのですよ。この審決文に見る通りに、二条七項第一号によって、あなた方はこの審決をやっておるのじゃない。われわれの言っておるの六条問題なんです。それじゃ、六条でいう不当な制限とはいかなるものなりや、どこにかかると思ふのですが、もう一度お答え願います。

○佐藤(基)政府委員 国際契約の内容が、ここに書いてあります通り、「不当な取引制限又は不正な取引方法」というのでありますからして、「不当な取引制限又は不正な取引方法」というのは、日本光学の場合と同じふうに解釈して、それを国際契約の内容にしておるかどうか、こういう問題だと私は思っております。

○田中(武)委員 日本光学の場合、問題になったのは、二条七項の不正取引、あなたの方はそのことを当てはめておるのではありません。そしてそれには、深く追及せずして、一応審判手続は会社は取り消す、と、こりやっておる。今われわれが言っておるの、これは、じゃない。この六条の協定、この法律によると、そういうことをしてはならない、そのことをとんびしやりとめておるわけですから。そこで問題になるのは、私はあなたの方のそういうことでなくして、「不当な取引制限又は不正な取引方法」が不当かということにかかってくると思ふのです。それはあなたの方の出しているこの公取の告示、これと照らし合わせて、会社が出てくると思ふのです。従って、日本光学の場合と違ふのですよ。六条問題として、これを扱つたのじゃないでしょう。あなたの間から盛んに日本光学のやつを言っておるけれども、これは審決文を読んでくらんなさい。六条問題として問題になら

ない、とやっておるのと違ふのです。二条七項の問題なんです、あなたの言っておるの、われわれの言っているのは、第六条の問題なんです。それじゃ、六条でいう不当な制限とはいかなるものなりや、どこにかかると思ふのですが、もう一度お答え願います。

○佐藤(基)政府委員 日米間の契約におきまして問題になるのは、いわゆる排他約款かどうかという問題であつて、排他約款というところになると、アメリカの業者が日本の買手に売つた、そういう関係で、日本における石油取引というものは制限されて、新しい会社が出て、日本ではもう売れない、日本の会社がやる場合、あるいは外国の会社がやる場合があるが、売手はもはや日本市場へは入つてこれない場合、これは極端な場合でございまして、けれども、そういう場合にはいよいよ排他約款になる、こう思っております。

○板川委員 どうも公正取引委員長は、おかしいことばかり言う。この六条の違反というものは、たとえばアメリカの会社から日本の石油を全部配給している。全部です。で、よそから売ろうとしても買えない場合にはひつかり入つてきている場合は、それはいいんだ、こういうようなことを言う。しかし、そんなことを言つたら、ほかの同様なことの場合でも、日本市場の一〇〇%を取引しなければ、こういう契約違反にならないということになるのか。たとえば今言われたように、一〇〇%全量を引き取るというものは、会社から言へば、その会社が一本ばかりじゃありません。しかもその一〇〇%引き取るという契約を結んでいる会社が、日本の石油の消費量の過半数を占めてゐるのじゃないですか。しかし、それが一〇〇%でないから、この六条に違反しないというのはおかしいと思ふ。それで、新しい会社が出て売りがあふない、そういうことでなければいかぬと言つておるのです。これは

通産省でも御承知のように、アラビア石油というのが日本人の手によつて開拓されて、海外開発油として国内に引き取らなくちゃならないという状態になつてきておる。そのアラビア石油は、開発して原油を持つてくるだけですから、原油を持つてきても、精製し販売しなくちゃならない。しかし、精製設備や販売設備がない。そこで一つ精製して販売してもらいたいという要求があり、政府も——これはどこの政府もそうです、イタリアだつてそうです。海外開発油はみんなその国内で引き取つていまして。しかし、引き取らうとすると、このアメリカと提携している、外資と提携している会社は、この契約によつて総量を引き取らなくちゃならないから、アラビア石油は、自由化後には引き取ることができないと言つておるのです。そういうおそれがあるのです。そうすると、この契約は、不正取引によつて、自主的競争を制限する第六条の違反になるのじゃないかと言つておるのです。なるほど今アラビア石油は多少入つております。数百万トン入つております。それは今言つたように、外貨割当によつてやむなく受けておる。しかし、自由化後は、この契約によつて引き取れない、こう言つておるのです。だからそれは日本のアメリカと提携している石油精製会社が、アラビア石油が高い、買が悪い、高いものを買えといつたつて買えませんかと言ふならわかるのです。しかし、この契約があるから、値段が幾らにかかわらず一切引き取れないというの、これは不正な取引じゃないですか。そのおそれがあるのです。十月から。おそれがあつた場合には、それは今公取としてこういう契約は違反だということになぜできないのですか。アラビア石油も国内石油もわずかに入つてゐるから、一〇〇%でないから、競争があるからかわらないのですか。独禁法の精神はそういうのですか。

○佐藤(基)政府委員 日本の石油会社で全量引き取るという契約をしてゐるものもあるし、あるいはまた一定の割合だけ引き取るという契約をしてゐるものもあります。また全然契約をしていないものもあります。そういう関係がありまして、現状におきましては、お話のアラビア石油も引き取られておりますし、契約の効果によつて引き取りが阻害されておるという状態には立ち至つておらぬと思ふ次第であります。

○田中(武)委員 もう一ぺん何したいのですが問題は、六条に違反であるかどうかということなのです。その六条を解釈するのは、不正な取引方法であるかどうかということなのです。それは二条七項に戻つてくるわけですから。この告示は、昭和二十八年九月一日の告示第十一号の入です。ね。こう見てきたときに、入でいうこれにびつたりくるのじゃないですか。さらにあなたが言つてゐる日本光学の場合、ずっと審決の理由等を書いてあるけれども、全生産数量の七二・二%にすぎないこと、数量的にそり大したことではない、こういうことなのです。一方においては一〇〇%引き取らねばならない契約になつておるわけですから。しかも告示十一号の八号では、「正当な理由がないのに、相手方とこれに物資、資金その他の経済上の

ない、とやっておるのと違ふのです。二条七項の問題なんです、あなたの言っておるの、われわれの言っているのは、第六条の問題なんです。それじゃ、六条でいう不当な制限とはいかなるものなりや、どこにかかると思ふのですが、もう一度お答え願います。

○佐藤(基)政府委員 日米間の契約におきまして問題になるのは、いわゆる排他約款かどうかという問題であつて、排他約款というところになると、アメリカの業者が日本の買手に売つた、そういう関係で、日本における石油取引というものは制限されて、新しい会社が出て、日本ではもう売れない、日本の会社がやる場合、あるいは外国の会社がやる場合があるが、売手はもはや日本市場へは入つてこれない場合、これは極端な場合でございまして、けれども、そういう場合にはいよいよ排他約款になる、こう思っております。

○板川委員 どうも公正取引委員長は、おかしいことばかり言う。この六条の違反というものは、たとえばアメリカの会社から日本の石油を全部配給している。全部です。で、よそから売ろうとしても買えない場合にはひつかり入つてきている場合は、それはいいんだ、こういうようなことを言う。しかし、そんなことを言つたら、ほかの同様なことの場合でも、日本市場の一〇〇%を取引しなければ、こういう契約違反にならないということになるのか。たとえば今言われたように、一〇〇%全量を引き取るというものは、会社から言へば、その会社が一本ばかりじゃありません。しかもその一〇〇%引き取るという契約を結んでいる会社が、日本の石油の消費量の過半数を占めてゐるのじゃないですか。しかし、それが一〇〇%でないから、この六条に違反しないというのはおかしいと思ふ。それで、新しい会社が出て売りがあふない、そういうことでなければいかぬと言つておるのです。これは

通産省でも御承知のように、アラビア石油というのが日本人の手によつて開拓されて、海外開発油として国内に引き取らなくちゃならないという状態になつてきておる。そのアラビア石油は、開発して原油を持つてくるだけですから、原油を持つてきても、精製し販売しなくちゃならない。しかし、精製設備や販売設備がない。そこで一つ精製して販売してもらいたいという要求があり、政府も——これはどこの政府もそうです、イタリアだつてそうです。海外開発油はみんなその国内で引き取つていまして。しかし、引き取らうとすると、このアメリカと提携している、外資と提携している会社は、この契約によつて総量を引き取らなくちゃならないから、アラビア石油は、自由化後には引き取ることができないと言つておるのです。そういうおそれがあるのです。そうすると、この契約は、不正取引によつて、自主的競争を制限する第六条の違反になるのじゃないかと言つておるのです。なるほど今アラビア石油は多少入つております。数百万トン入つております。それは今言つたように、外貨割当によつてやむなく受けておる。しかし、自由化後は、この契約によつて引き取れない、こう言つておるのです。だからそれは日本のアメリカと提携している石油精製会社が、アラビア石油が高い、買が悪い、高いものを買えといつたつて買えませんかと言ふならわかるのです。しかし、この契約があるから、値段が幾らにかかわらず一切引き取れないというの、これは不正な取引じゃないですか。そのおそれがあるのです。十月から。おそれがあつた場合には、それは今公取としてこういう契約は違反だということになぜできないのですか。アラビア石油も国内石油もわずかに入つてゐるから、一〇〇%でないから、競争があるからかわらないのですか。独禁法の精神はそういうのですか。

○佐藤(基)政府委員 日本の石油会社で全量引き取るという契約をしてゐるものもあるし、あるいはまた一定の割合だけ引き取るという契約をしてゐるものもあります。また全然契約をしていないものもあります。そういう関係がありまして、現状におきましては、お話のアラビア石油も引き取られておりますし、契約の効果によつて引き取りが阻害されておるという状態には立ち至つておらぬと思ふ次第であります。

利益を供給する者との取引、もしくは相手方とこれから物資、資金その他の経済上の利益の供給を受ける者との取引または相手方と競争者との関係拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。一〇〇%の取引をせねばならぬ、こういう条件は、競争者との間に相手方を拘束する事件にならないとおっしゃるのではありませんか。

○佐藤(基)政府委員 八号のいわゆる拘束約款であります。今お説みになりました通り、「正当な理由がないのに」という重要な字句があるのでございませう。それで日本の石油関係を見ますと、先ほど板川さんがおっしゃった通り、皆はいわゆる売手市場であった。そこで売手から何とかして買わないといふと、日本の需要が満たされない。それについてこちらの資金関係等が非常に窮乏でありますので、外資を借りるなり、あるいはその会社の株式を外資資本が持つなりいたしました。そういうふうな方法によりまして日本が外国の石油を入れたという事情はあるわけでありませう。その場合に、たとえば外資が入ってきた、外国資本が入ってきたといふので、その外国が不当な値段で売るとか、あるいはその他不当な条件をつけるということになれば問題でありますけれども、普通の取引と変わらない値段、正常な値段、その他正常な取引関係で向こうから売ってくる場合には、八号には該当しない。しかし現在におきましては、そういうふうな各契約は解釈できるものと思っておるわけでありませう。

○田中(武)委員 八号は「正当な理由

がないのに」ということから始まることはおっしゃる通りです。それが途中で「もしくは」ということで次に変わっておるのです。「拘束」に「正当な理由」がかかってくるわけですか。

○佐藤(基)政府委員 「正当な理由がないのに」というのは、実は全部にかかると読んでおるのです。

○田中(武)委員 しかし、後段は「もしくは」で続いております。ここでの際法学的な字句でこんなことを言いたくないのですが、あなたが抗弁をもつてこじつけをやるうとするから、こじつけをやるのでございませう。「もしくは」ということにここで変わってくるのです。どうなんですか。

○佐藤(基)政府委員 「正当な理由がないのに」というのは、私は全部にかかると実は思っております。

○田中(武)委員 それじゃこの告示を出したときには佐藤さんは公取委員長でありませんでした。従って、この告示を出したときの委員長である横田さんをこの委員会に参考人に呼ぶことを要求いたします。

○内田委員長代理 それは理事会において後刻協議の上、決定したいと思っております。

○板川委員 この場合「正当な理由がないのに」というのは、どういうことなんですか。

○佐藤(基)政府委員 たとえば単純に排他的な契約をするとかいったような場合、自分の競争を有利にするために第三者による競争を阻害する、第三者が自由競争ができないようにするといふような場合は、正当な理由がないと思っております。

○板川委員 じゃ具体的にいうと、こ

の場合、アラビア石油が、その会社が、この契約を結んでおる会社の値段よりも、たとえば品質等考慮して、安い値段、あるいはソ連油の場合にはさらに安い値段、それを買いたくてもこの拘束条件によって買えない会社はどうかということになりますか。アラビア石油は別として、ソ連油は安いですが、出光は大量引き取りしておりますが、アメリカと提携しておる会社は、ソ連油の品質のいいものを、安いなら、出光ばかりにまかしておかないで、おれのところも買いたいと思っておるのでは。二割も安いのですから。それが買えないのです。この契約で競争ができないのです。だから実際拘束をしておいて、競争を制限しておるんじゃないですか。それをどう思われますか。

○佐藤(基)政府委員 その面だけ見ればお話の通りでありますけれども、どうして拘束されているか、買えないかということは、他に資金の援助があるとか、株を持っていてとか、いろいろ問題がありますので、それらを合わして考えないと、その面だけで判断するのはむずかしいのじゃないかと思っております。

○板川委員 イタリヤで同じような、ENIの子会社でアメリカ石油と提携している会社があります。資本が五〇対五〇でやっております。それは拘束されるとしたら五〇%です。一〇〇%拘束されてません。それは資本金五〇出したから五〇はひもつきで、一つその会社から物を買った。これだけ独禁法の精神からいえばいけないのです。金を借りたら、借りた元金を保証したらいいじゃないですか。投資したら配当で返せばいいじゃないですか。

か、それで向こうは利益を受けるのですから。投資をした、株を持つのがいいのです。だからたとえば私が五十歩譲って、五〇%出したから五〇%の原油は引き取ってくれというなら理屈としてわからぬでもないだろうと言ふのだ。しかし、この契約は一〇〇%じゃないですか。ソ連油が安くたって買えないじゃないですか。こういう実情の上からいって、実際に正当な理由がないといふこと、それからこれは明らかに不公平な取引、不当な取引の制限という条項に当然ひっかかるだろうと思うのに、事実がなければならぬ。事実は、これはどういふことだ。事実があるじゃないですか。こういうことがはつきりしておいても、これは事実がなければ、公正取引委員会は何もしないといふのですか。

○田中(武)委員 関連して。先ほどの板川君の質問に対する答弁であなたは語るに落ちてしまったんですよ。ソ連石油が安くても買えないじゃないか、拘束しているじゃないかと言ったのである、しかし、株を持っているとかなんとかによって、一がいに言えない、こう言ったのです。株を持っていてとかなんとかというところが、それ自体が経済的有利を利用しているじゃないですか。まさにどんぴしゃですよ。どうなんですか。

○佐藤(基)政府委員 その点は契約ができたときを考慮してみますと、売手市場と買手市場の問題になってくるのです。売手市場の場合におきましては、どうしても石油を手に入れないければならない。そういうことになれば、しかして金を借りているといふこ

とになれば、ああいうふうな契約を結んだって、その僕は無理だとは思いません。しかし、情勢が変わってきて、買手市場になる、将来自由化するといふことになれば、さらに事実をよく検討しなければならぬと思ひますけれども……。

○田中(武)委員 あなたの言をもつてすれば、もしそういうことによつて拘束したらどういふことになるんだ。拘束はすでに始まっている。行なわれているんですよ。同時に六条はそんなくだらぬことをいうておらぬ。そういう契約を結んではならぬといっているんですよ。それなのにあなたはなぜそこまで詭弁を弄して、独禁法を守ろうとせぬのか。あけていこう、あけていこうとするのか。そういうことであなたは公取委員長としての職務が動きますか。公正取引委員会は独禁法の守り神なんだ。まさに公取委員長のみが独禁法によって権利を持っているわけなんだ。そのあなたがそんな頭で独禁法を守ろうとしたら、せっかくの独占禁止法も泣くと思ひます。言うならば、あなたは独禁法を運用する公取の委員長としては不適格だということになるのです。そういう詭弁を弄して法律の抜け道をあなたの方から出してくるようなことは、われわれは絶対に承服できません。それでなくても産業界並びに通産省等は独禁法が目のかたきなんです。くすくす、くすくすとしておるのだ。それを必死に守っていくのがあなたの方の役目なんです。にもかかわらず、あなた自身が今私たちとの答弁の間に起きておるような詭弁を重ねて、何とか独禁法にかからないのだと逃げようとしておることは、あなたの職務か

らとすれば、あ

らいつてあり得べき態度じゃないです。

○佐藤(基)政府委員 私の答弁が今お話しのように受け取られたことは、非常に遺憾に存するわけでありまして、しかしながら、私たちがいたしましては、お話しのように、独禁法というものは、消費者の利益であるとか、あるいは中小企業者の利益を保護する立場にある、そういう点は十分考慮しております、われわれはいたしましては、どこまでも公正にやっております、この点はいかようにも努力をいたしますけれども、気持は決して独禁法について譲歩を弄して、資本家の利益を守るというふうには誤解されることは、非常に遺憾に存するわけでありまして、この問題につきましては、実は国際契約について、目下いろいろ問題を検討しておりますのであります、将来自由化に備えまして十分実情を研究して善処したい、こういうふうには思っております。

○田中(武)委員 独禁法自体が消費者を守るのだ、独占からあるいは不正取引から消費者を守る、あるいは弱者を守る、こういう法律なのですか。その上に立ってあなた方が運用する、その上でなくてはならぬし、今あなたはそういうふうには言われたのです。そこであなたは最後に、おかしいから、われわれとしても委員会を開いて検討しておると言われた。そういうことなら、初めから率直に言いなさいよ。そういうふうな国際契約はどうも今までのときと事情も変わってきた今日、どうも独禁法第六条の違反があるという疑いが濃厚になってきたので、委員会

において検討します。なぜそう言わないのです。初めからそれを言ったら問題がないのですよ。

○佐藤(基)政府委員 実は御質問があったものだから、何とか答弁しなければいかぬと思つたわけなんです。相当研究する余地があります。その点ははっきり申し上げます。

○松平委員 ちょっと関連して—今の問題についてちょっと事例を申し上げて、公取委員長の見解を聞きたいのだけれども、そういういわゆるひもつきの国際契約を結んでいるために、自由化になっていない今日においても、アラビア石油の原油というものは各会社は引き取らないわけなんです。そこで、これを引き取らせるためにどういう措置をとっているかというところ、政府が行政指導して、引き取りを要求して、引き取らせているわけなんです。このことはすでに自由な売買ではありませぬ。政府が行政指導によってそれをやっているとすることは、すでに独禁法違反の疑いがある国際契約というものが存在するということと前提として、いろいろ事情があるからとて、円滑にいくならば事実上の勧告をして契約を改めさせる、その契約を改めない場合は排除措置をとる、こういうことになるといいます。

○佐藤(基)政府委員 今アラビア石油の問題は、お話しのように、外資審議会が外貨割当によって、アメリカと一手買い取りの契約をする会社があります。これは、いわば不可抗力事項というので買っておるわけなんです。それでありますから、お話しのように、そういうふうな外貨割当制度がなくなれば、いろいろ問題が起これると思つております。そういう意味で国際契約については従来私の方の研究が、必要があまりなかつたもので相当不十分な点があった、そこで目下一生懸命勉強している最中で、一応私はその委員会のそういう範囲において一応の答弁をしたわけでありまして、この国際契約、ことに自由化ということになりますと、この問題は非常に大きな問題なんです。そこで十分研究したいと思つています。

○松平委員 それはあまり研究しなかつたてわかつていることなんです。今委員会を開いて研究しなくても、自由化になればどういふことになるかというところはわかるわけで、自由化になつたならば、この国際契約は独禁法違反になるのです。その場合に、あなたはそういう態度をとられんとしておるか、これに対して国際契約は違反であるから解消するのだ、やり直すのだ、そういう勧告が何か出す用意はございますか。

○佐藤(基)政府委員 これが六条違反の国際契約ということになりますれば、法律的に申し上げますれば排除措置をとるのであります。しかしながら、いろいろな事情がありますからして、円滑にいくならば事実上の勧告をして契約を改めさせる、その契約を改めない場合は排除措置をとる、こういうことになるといいます。

○田中(武)委員 あなたの方でも何かなければやりにくいと思つたら、ここであらためて私はあなたに対して、独禁法四十五条の手續をとります。その内容は、ここに出されてきておるこの契約ABCDとなつておりますが、これをそのまゝの姿で—会社はわかりません。具体的にこの事実について違反があるとして、独禁法四十五条の手續をたゞいまからとりまします。従つて、それ以降に設けられた調査その他を直ちに開始せられるより、私は公正取引委員長に四十五条の手續をとつたのです。いいですね。

○佐藤(基)政府委員 いわゆる申告の手續でありまして、その申告があれば私どもの方ではそれに基づきまして事件の処理をいたします。

○内田委員代理 ちょっと速記をとめて。

○内田委員代理 速記を始めて。

○佐藤(基)政府委員 実際問題として、その手續はとれるのですか。

○佐藤(基)政府委員 実際問題として、その手續はとれるのですか。

○佐藤(基)政府委員 実際問題として、その手續はとれるのですか。

ら本年にかけて盛んに新聞等で報道された出光、東武鉄道の事件です。その内容はどういふことなんでしょうか。これはこの法律と関係があるのです。国際石油資本というのが、日本の石油市場を支配しておつて、しかもカルテルを結んでおるといふ実態があるから、それをはつきりしたいのですが、出光と東武鉄道の安売り事件、販売事件というのですか、その内容はどういふことですか。

○小沼政府委員 ただいま資料そのものを手元に用意しておりませんが、後刻また資料をお届けしたいと思います。結局東武に納入しておる販売関係の協同組合と申しますか、そちらの方から、いろいろこの納入に対して会社側に重大な取引の關係もあつて意見を述べたということ、結局会社側の方でいろいろと将来のそういう取引その他を考慮しまして、出光の取引を、安売りというのを通常行なわれておる取引価格にかえて納入したという形であると思つています。

○板川委員 今石油は価格は自由です。ね。そうして石油業界で不況カルテルは結んでおりません。不況カルテルの認可は受けておりません。そういう入札制度である会社が入札をした結果、新しい顧客をとつた。しかし、これが、消費者の方からいへば安く買うことができた。ところが石油連盟が中心になつて結局もとへ大体戻した。買方ではその値段で注文もできない。各社別の割当、シェアもきかない。とにかくカルテルの一方的な申し合わせを押しつけられたような形になっておるのじゃないですか。こういう行為は

○板川委員 今石油は価格は自由です。ね。そうして石油業界で不況カルテルは結んでおりません。不況カルテルの認可は受けておりません。そういう入札制度である会社が入札をした結果、新しい顧客をとつた。しかし、これが、消費者の方からいへば安く買うことができた。ところが石油連盟が中心になつて結局もとへ大体戻した。買方ではその値段で注文もできない。各社別の割当、シェアもきかない。とにかくカルテルの一方的な申し合わせを押しつけられたような形になっておるのじゃないですか。こういう行為は

○板川委員 今石油は価格は自由です。ね。そうして石油業界で不況カルテルは結んでおりません。不況カルテルの認可は受けておりません。そういう入札制度である会社が入札をした結果、新しい顧客をとつた。しかし、これが、消費者の方からいへば安く買うことができた。ところが石油連盟が中心になつて結局もとへ大体戻した。買方ではその値段で注文もできない。各社別の割当、シェアもきかない。とにかくカルテルの一方的な申し合わせを押しつけられたような形になっておるのじゃないですか。こういう行為は

○板川委員 今石油は価格は自由です。ね。そうして石油業界で不況カルテルは結んでおりません。不況カルテルの認可は受けておりません。そういう入札制度である会社が入札をした結果、新しい顧客をとつた。しかし、これが、消費者の方からいへば安く買うことができた。ところが石油連盟が中心になつて結局もとへ大体戻した。買方ではその値段で注文もできない。各社別の割当、シェアもきかない。とにかくカルテルの一方的な申し合わせを押しつけられたような形になっておるのじゃないですか。こういう行為は

○板川委員 今石油は価格は自由です。ね。そうして石油業界で不況カルテルは結んでおりません。不況カルテルの認可は受けておりません。そういう入札制度である会社が入札をした結果、新しい顧客をとつた。しかし、これが、消費者の方からいへば安く買うことができた。ところが石油連盟が中心になつて結局もとへ大体戻した。買方ではその値段で注文もできない。各社別の割当、シェアもきかない。とにかくカルテルの一方的な申し合わせを押しつけられたような形になっておるのじゃないですか。こういう行為は

独禁法上どういふことになりますか。

○小沼政府委員 今回の東武の問題では、いわゆるメーカ・団体の連盟であります石油連盟は直接関係がないといふことでございまして、中小企業等協同組合法に基づく協同組合が関係しておるといふことで、メーカ・の不況カルテルの価格協定はございせんが、協同組合法による中小業者の納入価格の協定、そういう協定はあつたようでございます。従つて、従来納入しておる中小協同組合の取引から見ても、非常に不当に安いといふことで東武側に働いた。東武側としては、これは政府でございせん、民間企業でありますから、いろいろの配慮をされて入札した取引を一般的に切りかえられた、そういう解釈をしております。

○板川委員 安く入れたけれども、販売協同組合を作つておる人たちが東武に申し入れてもとの値段にしろつた、こういうことですか。

○小沼政府委員 そういうことでございせん。

○板川委員 しかし、それは私の新聞等から知つた事実とあるいは違ひかも知れませんが、その経過と法律的な根拠を文書で出していただきたい、それに基づいて再質問をいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 今回の板川君の質問に関連してですが、中小企業等協同組合法に基づく組合がいろいろございせんか。協同組合がいろいろございせんか。中小企業等協同組合法の何条によつてできるか、一べんはつきり示して下さい。そういうことがございせんか。

○小沼政府委員 協同組合は調整行為

はいたしませんが、それは協同組合法ができましたときも、この中に共同施設といふことがございまして、結局共同施設を利用して協同組合のメンバーが共同販売をするといふことになりまして、価格はおのづから結果として一致するといふことでございせんが、当時の解釈としまして、相互扶助の協同組合の共同施設といふことで価格の協定が事実上認められてきておる、そういうことでございせん。

○田中(武)委員 重要な発言です。そういう共同施設を利用することによつて事実上のカルテル行為が認められておる、こうおっしゃるのですね。すると、中小企業等協同組合法の解釈において重要な問題が出てくるのです。その答弁に間違いありませんか。

○小沼政府委員 いわゆる価格協定と申しますが、協定つまり中小企業団体の……(田中(武)委員「団体法と違ひんだ、協同組合法だ」と呼ぶ)いわゆる協定としての拘束でなくて、事実上共同施設を利用して販売するといふことになりまして、おのづから一致するといふことで、縛り合つてこの価格で制限するといふ意味ではなくて、おのづから一致してくるんじゃないかといふことで申し上げたわけでございます。

○田中(武)委員 あなたは公取の事務局長ですか。それではあなたたちがと無理だよ。ことに公取の事務局長がそんな間接的なことで暗に協定ができることを認めれば、これはまたあなたも失格だ。これは板川君が文書でもつて要求しておられたから、それに付け加えて、今あなたの言つたことを中小

企業等協同組合法のどれによつてそういうことができるか、なおアウトサイダーの規制が中小企業等協同組合法によつてできるのかできないのか、法律的根拠を明らかにした答弁をいただきたいと思ひます。

○小沼政府委員 ただいまの点は、後刻資料でお出しいたします。

協同組合につきましては、最近非常に価格の問題がありますので、私の方の委員会としては、非常に問題にしておる、これは事実でございます。

○田中(武)委員 文書で今言つたこと——それがあなたのような言であるならば、暗に協同組合がカルテル行為をするのを認めるといふことになれば、大へんな問題になる、そういうこと、及び今あなたが答弁したことが協同組合法のどれに当るのか、何条によつてそういうことができるのか、さらにアウトサイダー規制が協同組合法でできるのかできないのか、できること、何条によつてできるのか、こういうことを、今言つたてあなたからぬから、勉強して文書でもつてお答えなさい。

○板川委員 その点については、一つ報告書を見た上で、また質問します。

次に、これは外務省でも通産省でもいいんですが、出光のジェット機燃料をボイコットするといふアメリカ国防省の声明がありました。その後、新聞等によると、国防省が断絶をやつたので、外務省は国防省を通じて申し入れた、といふことが言われておるのです。その後の様子、実際申し入れた結果どうなったのか、あるいは出光ジェット機燃料をボイコットしたのはその後どういふようになっておるのか、こ

の点について一つ実情を知らせていただきたい。

○中山説明員 お答えいたします。この問題につきましては、政府としてあるいは外務省として抗議をするというようなことはございせん。ただ、国務省に對しまして、事実の照会をいたしましたことはございせん。これに對しては、国防省の判断と決定によつてそういう措置がとられたといふこと、そしてこの問題は必ずしも全般的な問題ではなくて、出光一つのシングル・ケースとして処理したといふような情報の提供があつたと聞いております。

○板川委員 通産省でも外務省でもいいですが、どういふ理由で国防省がボイコットしたのですか。そのボイコットされたことを看過してきたのはどういふ理由なんですか。今言つたやうに、事實は照会したが、国防省が勝手にやつたんでしょといふ、それだけですが、それは正当な理由があればやむを得ないかもしれませんが、とにかく国防省のそういう声明によつてボイコットされた理由はどういふのですか。これは国際慣習上どういふことが妥当なんですか、当然なんですか、日本はアメリカの植民地だからやむを得ないといふのですか、その点について一つ見解を伺いたい。

○中山説明員 お答え申し上げます。この問題につきましては、国防省としては深い理由を示さずして、ただ自分の方の売買の都合で出光をキャンセルするといふことを申ししたように承知しております。

○板川委員 いや、気に食わないから買わないといふのですか。深い理由を示さないといふのは気に食わないから——それは全般的にこういふたジェット燃料を買わないというなら話はわかりませんが、特定の会社を指名して、それでお前のところは文句も言わずに——従来は買つておつたでせう。それで、買つておつたものを、深い理由も示さず、気に食わないから買わないといふことは、国際商慣習上そういうことが当然なんですか。アメリカが言うから外務省はやむを得ないのですか。

○中山説明員 向こうの立場といたしましては、自分の方としては商売上の理由、つまり売り買いの方の理由でこの一年間見合せていたといふことを申しております。深い事情があるかどうかといふことについては、われわれは承知していません。

○板川委員 これは通産省でもいいのですが、国防省の声明の内容がわかりません。

○川出政府委員 これは新聞に載つた記事だけしか私は承知いたしておりませんので、その要旨を申し上げますと、国防省は、ソ連の原油からできた製品を使用することは好ましくないといふような趣旨のこと、それからよく記憶しておりますが、この措置は個別の問題であつて、しかもその措置によつてその目的を達するといふやうな意味の記事であつたかと存じます。

○板川委員 別に私、出光に肩を持つわけじゃないのですが、十二月の二十二日の読売新聞にこういふやうに書いてありますね。ワシントン支局発として、「米国防省は二十一日出光興産が

ソ連の原油を輸入している理由からジェット機用燃料の米軍納入契約を打ち切ると発表された。この発表によれば国防省は「政策として」ソ連原油の製品の買付けを避けようとしているとし、とくに出光一社だけの名前をあげて同社のソ連原油買付けが近年いじめるしく増加している事実を指摘し来年一月から一年間J P 4 ジェット燃料の納入契約を同社とは結ばないよう米軍石油供給局に指令した」といっておるのですね。しかし、一面またこの出光側が朝日新聞に出ておられますが、出光が全部ソ連石油を買っておるわけじゃないんですね。ソ連石油を買っているのは出光全体の一〇%か一五%です。それではあとはアメリカ系の石油を買っているのですね。しかもジェット機の燃料はアメリカ系の石油を買って、その中からジェット機燃料を納入しておったんですね。ソ連油をやっておったんじゃないんですね。だからこそ今までずっとソ連油は入っておって、出光を買っておったと思うのです。そうすると、これは出光が納めたジェット機の燃料の中にソ連油が原料であったというなら、これはボイコットされてもアメリカの自由だということになるかもしれないが、アメリカの油を買って、アメリカのこういふ機関に納めて、しかも一〇%ないし十数%のソ連油を、国の政策によって、日ソ貿易協定によって引き取った。ところがそれはけしからぬから、出光の石油は買わぬというのは、どうもわれわれからいえば、国内干渉じゃないかと思うのです。こういう事実があるのに、外務省も通産省も、これに対して新聞の報道程度しか知らぬというのはどういふのですか。あまりに不熱心じゃないですか。いまちょっと問題を究明したり、向こうに不当な処置があれば釈明を求めたりしたっていいんじゃないんですか。お互いに独立国なんですから。なぜ一言も言わないんです。

○川出政府委員 私省は直接外国と接触するところではございませんで、外務省を経由して向こうに申し入れをするわけですが、出光のケースは、先ほどお話しがございましたように、通産省としては遺憾であるというふうに思っています。外務省の方に申し入れをさせていただきます。外務省から、おそらく今後こういうようなケースがないように、あるいは少なくとも事前協議に協力するやうな話があるというふうな話があったということとを間接に聞いておりますけれども、私は直接その衝に当たっておりませんので、これ以上のことは今わかりません。通産省として全然何もなかったというのではないというところであります。

○板川委員 外務省、いかがですか。○中山説明員 私、このこまかい経緯を実はよく承知しておりませんので(田中(武)委員)「わかっている人々を呼ぼう」と呼ぶ私の承知しておりますところでは、事実を調査したところが、向こうとしては、もっぱら商業上の自由というのを言っている、こちらとしては、今通産省で仰せられたように、そういう事態のあることを非常に遺憾とするというところを申し入れたところでございます。

○田中(武)委員 議事進行——今の答弁のように、私は詳しいことは知りませんが、詳しいことを知っておる人に直ちに出席していただくことを要求いたします。

○内田委員長代理 経済局長を呼ぶように連絡いたしますから、その間質疑を続けていただきますと思います。

○板川委員 では、その点は経済局長にお答えいただきますが、私がこのいった問題を取り上げたのは、日本の石油業界を支配しておるのは、いわゆる外国石油資本であらう。出光が気にならぬからといって、国防省の声明まで出さしてボイコットする。こういう英米系石油の日本における支配力、独占力といったものを取り上げてみたのです。だから、こういう力がカルテルを結び、あるいはさつき言ったような国際契約を結んで、日本の石油資本を拘束しておるということになるんじゃないか。だからそういう実態をよく研究して、独立国ですから、日本の石油会社もアメリカの石油会社と対等であるべき立場を確保してやるべきことが、私は公取なり政府の任務じゃないかと思うのです。アメリカの言うことなら何でもかんでもやむを得ない、ごもつとだ、こういう形じゃ、ほんとうに真の日米協力なんというのではないでしょう。向こうの言いなりでなく、向こうが悪かったら、どしどしこちらから抗議を申し込むなりして、反省を求めたいじゃないですか。何でもかんでもアメリカの言うことを聞くなんていうのは、政府の日米協力という方向からだつて相反するのじゃないですか。そういう点を一つよく考えてもらいたいと思います。今後の処置については、経済局長が来たら聞きます。

○内田委員長代理 それは、外務大臣の国会本会議における答弁は、公取の委員長と同じよう、全く事実を見ない。この外務大臣の国会本会議における答弁に關連して質問をしたいのです。○内田委員長代理 中山経済局長、そのうち経済局長が見えたら、なお補足答弁をしてもいいでしょう。

○板川委員 次長に聞いて局長に聞き直すのもめんどろだし、やはり局長の方がいいと思いますので、じゃ、来るまで待ちましょう。

○内田委員長代理 それでは休憩せぬで、このまま……。

○板川委員 経済局長ですか。——私が去る三月十三日の本会議で外務大臣に石油問題で質問をいたしましたその際の外務大臣の答弁に關連して、実はきょうは外務大臣を呼んでおるのです。が、ガリ・タイの方で来られませんか、一つ局長に質問します。大体頭にあるでしょう。

それではお伺いしますが、「米英系の石油会社とわが石油会社との契約の問題であり、市場の独占のための協定を結んだものではな」と思われます。現に昨年度に比較したしまして、今年度は米英系の石油原油輸入のシェアはすつと減つておりました。逆にアラビア系石油の分がふえておりました。だからこれは日米通商航海条約十八条に違反するものではない、こういう答弁であります。この答弁はどうですか、今修正する必要はありませんか。

○中山説明員 私が最初答へまして、それで關經濟局長が私の足りないところを補足していただくようにいたしましたと思います。

今の御質問の点は、日米通商航海条約の第十八条に対する解釈の問題だと思ひます。それでこの点につきましては、前回の御質問に對しまして、外務省の和丹参事官からも御説明申し上げたところでございますが、さらに補足説明して、次のように御説明申し上げます。

日米通商航海条約の解釈、運用は、もちろん第一義的には外務省の所管事項であります。しかし、各条項の知識を要するものは、当然右の国内關係官庁と十分協議して、その見解を尊重することになっております。第十八条につきましても、關係国内法として、独占禁止法、輸出入取引法、中小企業等協同組合法、海上運送法等がございまして、外務省といつたしましては、第十八条の前の運用につきましても、公取委員会、それから通産省その他の意見を尊重しつつ、外務省の立場をきめることになっております。米系の石油会社が日本との間に結んでおられます原油供給契約につきましては、先ほど来いろいろ公取委員長に對して御質問がございまして、私も拝聴しておつたわけでございますが、独占禁止法第六條第二項で届出の対象となつておる公取委員会では、先ほどのお話でも本件につきましてもは委員会において御検討中だといつておりました。また、今のところさしあたって第六條一項に該當するといふことの見解はとつておられないように了解しております。

従いまして外務大臣が本会議において申し上げましたところのことは訂正する必要はないのではないか、こういうふうに考えております。

○板川委員 独禁法の問題は、公取の問題です。しかし、事実は一つなんです。先ほどから申し上げるように、こういう契約がある。その契約が日米通商航海条約の第十八条の一項によって「競争を制限し、市場への参加を制限し、又は独占的支配を助長する事業上の慣行で商業を行つて一若しくは二以上の公私の企業又はそれらの企業の間に於ける結合、協定その他の取極により行われるものが、それぞれの領域の間に於ける通商に有害な影響を与えることがあることについて、一致した意見を有する。」要するにこういふような協定が、結果的には相互の—アメリカが日本を拘束し、お互いの国の貿易の発展に支障を来たすのだ、こういうことをお互いが確認し合つて、そういう場合があつたら、一項の後段で被害をこうむつておる方の国が、その相手国に申し出て、そうしてそういつた有害な商業上の慣習といふものを排除するようにしようじゃないかといふのが、この第十八条の精神じゃないですか。

○中山説明員 先ほど来お話がありましたように、米系の会社で日本に対する原油の供給の非常に大きなものを受け持つておるといふ事実はあるにいたしましても、米系会社のシェア自身が高率になったこと、これ自身に対しては、もしそれが公正な商業的競争の結果となつたものであれば、第十八条の問題ではないと思われのていす。第十八条はかかる高率のシェア

を確保するためにとられた慣行行為の問題としておるのであります。先ほどもお話のありましたように、公取委員会としてはもちろん御研究中のことでございますが、外務省といったしましても、あるいは同時に政府といったしましても、国際的な石油取引の実態、慣行についてももちろん重大なる関心を持つておるわけでございますから、十分その動向に注意して、そしてその關係各省あるいは公取委員会の御検討もしんじやうしながら外務省としては行動したい、こういうふうに考えているわけでございます。しかし、さしあつたて、われわれとしては、十八条違反の事実はないというふうに考えております。

○板川委員 さつきも言いましたように、アメリカ系から入つておる石油といふのは日本の半数以上を占めておると思われ。その大部分の会社が協定を結んでおる。その会社が協定を結んだ当時は、もちろん他からアラビア石油もソ連油も買えない状態でしたから、そのことが通商上有害な影響は持たないと思ひます。しかし、今日において、情勢が変わつて、売手市場から買手市場に石油は変わつてきておる。そして、場合によれば、ソ連油も幾らでも買える、アラビア石油もほとんどある、あるいはフランス石油も売込みが来ている、こういうような状態になつたときには、私はこれが九年前です、契約を結んだ当時は有害でないと、今日では通商上有害な影響をもたらしおるのだから、この航海条約第十八条によつてそういう有害な影響あるものと認めて、アメリカ側にこのような原油売買契約書の契約内容は

改定を迫るといふのが十八条の趣旨じゃないかと思ひます。しかし、あなたは有害かいなかといふことについては、公取の見解がまだ一致してない、公取がまだはっきりしてないから、その見解を待つてというこのようです。が、しかし、これは私は公取は公取としてやつても、そういう現実に日本の石油会社が安いソ連油なりあるいはアラビア油なりを買いたくても買えないという状態は、やはり有害な影響を持つておるのだから、当然これを発動してアメリカ側に協議を申し入れて直してもらう、直すように注意をしてもらうといふことが当然じゃないかと思ひます。ところが大臣の国会答弁は、逆にこういふのだね。英米系の石油原油輸入のシェアは減つておる、だからこれは問題はないと言つておるが、これはおかしいのです。シェアが減つたといふのは、今まで九〇何英米系だつたんですよ。外油だつたんですよ。だつたアラビア石油が出てきて、そのアラビア石油が外貨割当によつて国内で消費されたから、その分だけこれは英米系じゃないのだから、シェアが減るのです。しかし、実質的に数量が減つておるわけじゃないのです。アラビア石油を引き取つておるから、この契約による悪い影響がないといふことはないと思ひます。そういうような契約自身を一つ問題にして、早急に善処方を要望したいと思ひます。大体大臣の答弁がおかしいと思ひます。シェアが減つておるから問題はないといふ言ひ方はないと思ひます。

数企業による独占その他競争制限的な慣行の結果、通商の発展が阻害されることを防ごうとする趣旨であります。これはごもつともです。これはわれわれ考え方は一致しておるので、問題がないのですが、その次の「日米間の業者が五〇%ずつ共同出資をして」といふケースはございしますが、これは一企業内における資本の比率でございまして、このことと日米通商航海条約第十八条一項の違反といふことにはならない、そんなことは聞いてない。五〇%ずつ出資しておるから、日米通商航海条約第十八条一項に違反しておるといふことなんか聞いてない。大臣は聞いてないことを答弁してゐるのだね。大体日本の外務大臣なら、日本の企業を守るような頭を持ってもらいたいと思ひます。アメリカの方で不当な行為があれば、それは申し入れて直してもらふのが当然じゃないですか。アメリカでは、独禁法で、有害な行為をしておつたという場合には、日本の重役まで呼んで独禁法違反といふので処罰してゐるんじゃないですか。くぎの事件があるでしょう。あれは木下産業ですか、あのくぎの事件なんか、向こうで、カルテルを結んだといふことで、日本の社長まで向こうへ呼び出されて、お前は独禁法に違反すると言われているんじゃないですか。そのくらい向こうではきびしいんですね。だから日本でも一つお互いに——この日米通商航海条約といふのは大体アメリカから提案をされ、日本もこれに同意したという形だと思ひます。特に十八条なんかそうなんです。だから提案した国の方で一つ守つてもらわなければいけませんよ、きびしく守つてもらわ

なければ。そういう点をこちらから注意をするといふのが当然の行爲だと思ひますが、いかがですか。

○中山説明員 今仰せの通り、この問題がもしもこの十八条一項の前段にいます競争を制限し、市場への参加を制限し、それからまた独占的支配を助長する事業上の慣行であつて——これが一つの条件、第二には、それが兩國の通商關係に有害な影響を及ぼすといふことになれば、条約に定める通り適当と認める措置をとらなければならぬといふことは申すまでもないことであります。しかし、はたしてこれが、ことにたとえば独占的支配を助長する事業上の慣行になるかどうか、そしてまた現在あります事態が直ちに兩國間の貿易の発展に有害な影響があるかどうか、こういう問題につきましては、先ほど来申し上げておりますように、国内法にも格別、かつ国内關係官庁の御意見もしんじやうしながら、われわれとしては行動せざるを得ないわけでありまして。ただ、仰せのごとく、米系石油の取引慣行の整備につきましては、今後十分考へて参りたいと思ひております。

○板川委員 とにかく大いに検討して善処を要望いたします。それから同趣旨の問題ですが、ガット十七回総会における制限的取引慣行の処理に関する総会決定、これは御存じですか。

○中山説明員 存じております。こうした独占禁止政策といふんです、これが通商上有害だといふ考え方の上に立つて、そうしてガットにおいてもこれをどうしたら排除することができ

ようかといふことを再々専門家会議をもつて検討してきたのです。その結果、有害であるといふことは認めるが、排除措置がなかなかむずかしい。しかし、このままにしておくとお互いの通商上好ましくないといふことで、もみにもんだ結果、十七回総会では、「国際貿易における競争を制限する取引慣行が世界貿易の拡大と諸国の経済的發展を妨げ、よって関税引き下げと数量制限の撤廃の利益を無効にし、その他の一般協定の目的を侵害するおそれのあることを認め、さらに国際貿易における有害な制限的慣行を効果的に処理するためには国際的協力が必要である」として「締約国はいずれかの締約国の要請があつたときは、二国間または多数国間のいづれか適当な方法でかかる慣行に關し協議を行なわなければならない。相互に満足すべき結論に到達する目的をもつて好意的な考慮を払い、かつ、協議のため適当な機会を与え、またかかる有害な効果が現存することを認めたときは、これら効果を排除するため適当と認める措置をとらなければならないことを勧告し、かつ、」要請国と被要請国とが相互に満足すべき結論に到達したときは、その結果をガットの事務局に報告しろ、相互に満足すべき結論に至らなかったときは、その事件の苦情の性格と事情を事務局に報告しろ、こういうことになっていきます。これは日米間の問題は、通商条約でも、十八条の精神とこのガットの十七回総会決定の趣旨は大体一致していますから、まあ通商航海条約をもとにしていいし、しかし、アメリカ以外の国には、このガットの十七回総会の決定の趣旨から、私

はその問題を提起して、相互に満足すべき解決策をはかるべきだと思ふのですが、この点に關する考え方はどうですか。

○中山説明員 お答え申し上げます。仰せの通り、第一次戦争、第二次戦争以来ずっと独禁法の問題につきましては各国で研究しております。それから、ごく最近におきましては、E.C.C.の中であつた問題について決定があつたと聞いております。今、先生がおっしゃいましたように、この問題については、私は、大きく見て二つの考へ方がある。それは、ヨーロッパの中でも、たとえばE.C.C.の中でも、国によりましてはやはり独占禁止關係について非常に甘い。それからまた、アメリカなんかでは非常にその点シビアなところがある。この間の調整が常に國際會議で問題になっていることは、先生御指摘の通りであります。この辺の問題につきましては、ガットの点につきまして、われわれとしては、やはりここに若干さういふ思想の対立、その妥協といふような点も見られるのじゃないかと思つております。従つて、今、先生のおっしゃる点等も勘案しつつ、事態を注意深くながめていきたい、こういうふうに考えます。

○田中(武)委員 関連して——先ほどの板川委員の質問に対する、あなたの友好通商航海条約十八条の前段の解釈は間違ひであるのです。あなたは要件として二つあげたのです。「競争を制限し、市場への参加を制限し、云々、それが一つの要件でございます、それが第二の要件でございます」と言つた。あなたが「あなたに外務省

は、その問題を提起して、相互に満足すべき解決策をはかるべきだと思ふのですが、この点に關する考え方はどうですか。

○中山説明員 あるいは私の言葉が足りなかつたために誤解を招いたかも知れませんが、今申し上げましたような競争を制限し、市場への参加を制限する事業上の慣行が、たとえは独占的支配を助長する事業上の慣行であるかどうか、さういふこと自身が、たとえは独占的支配を助長する事業上の慣行であるかどうか、さういふことの認定が一つの踏み台になるというか、それをきめてからならなければならない、さういふ意味のことを申し上げたのであります。

○田中(武)委員 違ひのようです。そんなことは書いてあります。二つともかからなければいけないとは書いてないのです。前段の、もう一つ前の制限、あるいは二つの制限、さういふことはすなわち通商に悪影響を与える、さういふことに意見が一致したと書いてあるのです。あなたの読み方は違ひますよ。何年間外務省におつて条約を読んでいるんですか。

○中山説明員 どうも私の説明が悪いのですが、これが条件になるというのじゃなくて、先生の申し上げる通り……

○田中(武)委員 あなたは要件を二つあげた。それならさつきの取り消しなさい。

○中山説明員 それは取り消します。その点につきましては、私の言葉が足りませんでした。だから、さういふ事態がはたして、たとえば競争を制限し、市場への参加を制限し、あるいは独占的支配を助長する事業上の慣行であるかどうか、この認定は外務省だけではできない、さういふことを申し上げておるわけでございます。

○田中(武)委員 いや、その認定が、實際にその協定事項を担当しているところの意見も聞かなければならぬといふことはわかるのだけれども、しかしあなたの言っていることは、さつき言つた、要件が二つあると、それが悪影響を及ぼさなければいけないといふことは間違ひである。同時に、これは商慣習とかなんとはかからないのです。一番上の方の制限にかかるわけですよ。それは即貿易に悪影響を及ぼすわけですよ。これは商慣習はかまわぬとは書いてないのです。ここで僕は要求するよ。こんなのを相手にしてもしやうがないから、國際法の權威者を一人呼んで下さい。あんな条約の読み方を知らないような外務省のやつを相手にしてもしやうがない。國際法の權威者を呼べ。条約文の読み方もわからぬやうな者が出て来て何になる。商工委

員会に出てくるときは、もっと勉強してこい。

○中村(幸)委員長代理 答弁がありませんか。

○田中(武)委員 できぬですよ。あつたら言つてみる。委員長、これは理事會で相談しよう。

○關(守)政府委員 今おっしゃつたことは、確かに中山君の方で少し説明が足りなかつた。この条文には、確かにあなたのおっしゃる通り書いてあります。従いまして、要するに、この条約に向こうが該当するやうなことがはつきりすれば、これはもう当然、条約に書いてあるのだから申し出ます。これはアメリカに対して適当な措置をとれるべきだ。ただ、その事実認定については、これはどうも私たちだけではできないし、いろいろな知識のある専門家もおることで、さういふ人の意見をよく聞きまして、その上でやるといふことで、何もさう大声を立てて言うほどのことでは私はなからう。ここに書いてあることは、この通り、この条約で、アメリカと日本と条約が一致しておるのだから、それに該当して向こうがいかにことをやれば、これはわれわれは、いかぬといふことをはつきりアメリカに申し入れることはあたりまえのことだ。それはもう逃げも隠れもする必要はない。さういふことになつたら、そのときには、外務省としては、はつきりさういふことはいかぬ、やめてくれと申し入れることは当然のことです。

○田中(武)委員 大きな声を出す必要はない——さういふことです。外務省の人が条約がわからぬのです。そ

ういう不勉強なことでもうするのです。それについてはどうなんです。

それから、さらに、外務省のみでそのことは認定できない、これは認めます。従って、ここには公正取引委員長、それから石油については、責任者である鉱山局長がおりますから、直ちにこの項に該当するやいなやを検討して結論を出してもらいたい。

○中(守)政府委員 それは条約の問題で読み方が読めないとおっしゃるけれども、読めないのじゃなくて、やはりちょっとあおられたものですから……。

○田中(武)委員 いや、大きな声で言つて……。

○中(守)政府委員 あなたがあまり大きな声を出されるものだから、こっちも少しあわてて間違えたこともあるのでしょう。

○田中(武)委員 ちょっと待って。何を言うんだ。おれが大きな声を出すのは違ふのだ。

○中村(幸)委員長代理 速記をやめて。

〔速記中止〕

○中村(幸)委員長代理 速記を始め

○田中(武)委員 大体経済局長の政府委員としての態度がどうもおかしい。自分の部下が専門の条約についてよう解釈を下さなかつたことについて詭弁を弄するということは許されない。委員長においてしかるべき処置をしていただくまではこの委員会をこのままにします。

○中村(幸)委員長代理 答弁なり質問なりは、感情にとらわれないでやつて下さい。

○田中(武)委員 何という言い方をしやがる、だめだ、なまいきな……。

○中村(幸)委員長代理 板川正吾君。

○田中(武)委員 だめだ、いかぬ、委員長から注意してくれ。

○中村(幸)委員長代理 その点は委員長から今注意しましたから……。

○田中(武)委員 委員長から注意して、本人から謝罪せよ。先ほどの大声を出して云々は取り消せ。もう一ぺん委員長から注意して、局長があやまれ、そして先ほどの大声云々は取り消せ……。

○中(守)政府委員 あやまります。大声云々は間違ひでございましたから、これは取り消します。また失礼の点はおわび申し上げます。

○中村(幸)委員長代理 ただいま取り消しがありましたから、次は板川正吾君、発言を続けて下さい。

○板川委員 そう紋切り型で……。

○田中(武)委員 議事進行。——この問題はまだ片がついていないから、あとであなたに抗議を申し込むよ。これは委員長がもう一ぺん注意してやるならいいけれども、あんな紋切り口上で済んだと思ふと違ふよ。

○中村(幸)委員長代理 委員長から、先ほどから注意してあります。

○田中(武)委員 もう一ぺん注意してくれ。

○中村(幸)委員長代理 繰り返し注意しますが、感情を交えないで質疑答弁をして下さい。

○田中(武)委員 はつきりせよ。そんな紋切り口上じゃだめだよ。

○中村(幸)委員長代理 何度委員長に言わせるのですか。速記録を見て下さ

い、あとで調べて下さい。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○中村(幸)委員長代理 速記を始め

て。

暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後五時四十分開議

○早稲田委員長 大へんお待たせしましたが、休憩前に引き続き商工委員会を開きます。

今日は、諸般の事情により、この程度で散会をいたしたいと思います。明日は、地方行政委員会との連合審査会を開き、さらにそのあとで商工委員会を開きますので、御了承をいただきます。では今日は散会いたします。

午後五時四十一分散会